

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民意見	県意見
1	16.12.14	馬込沢駅西口ショッピングセンター (船橋市)	サミット(株) (食料品・日用雑貨販売)ほか	駐車場の位置及び収容台数の変更 (195台 141台)ほか	17.3.31	なし	なし	なし 17.7.5
2	17.1.6	ケーヨーデイツー明神町店 (銚子市)	(株)ケーヨー (ホームセンター)	閉店時刻の変更 (午後7時 午後8時) 駐車場の収容台数の変更 (175台 106台)ほか	17.3.1 17.9.7	有り	なし	なし 17.7.22

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：馬込沢駅西口ショッピングセンター
- 2 所在地：船橋市藤原7丁目437番地51ほか
- 3 建物設置者：みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 池田 輝彦
- 4 小売業者名：サミット株式会社（業種：食料品・日用品販売）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - （変更前）195台
 - （変更後）141台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - （変更前）2か所
 - （変更後）1か所
 - (3) 変更年月日 平成17年3月31日
- 6 処理経過：
 - 届出日 平成16年12月14日
 - 公告縦覧期間 平成17年1月7日～17年5月7日
 - 説明会 平成17年1月5日不要承認
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・船橋市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年7月5日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、駐車場の位置及び収容台数の減の変更であり、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく船橋市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

店舗面積：5,999㎡

駐車場の収容台数：141台

駐輪場の収容台数：572台

荷さばき施設の面積：175㎡

廃棄物等の保管施設の容量：82m³

営業時間

開店時刻：午前9時

閉店時刻：午前1時

駐車場利用可能時間帯

午前8時45分～翌午前1時15分

駐車場の出入口の数：1か所

荷さばき可能時間帯

午前6時～午後6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ケーヨーデイツー明神町店
- 2 所在地 銚子市明神町2丁目238番1ほか
- 3 建物設置者 西廣傳蔵
- 4 小売業者名 株式会社ケーヨー 代表取締役 林 武夫
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - (変更前) 午後7時
 - (変更後) 午後8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前9時～午後7時30分
 - (変更後) 午前9時～午後8時30分
 - (3) 駐車場の収容台数
 - (変更前) 175台
 - (変更後) 106台
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 4か所
 - (変更後) 5か所
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (変更前) 47 m³
 - (変更後) 31 m³
- 6 変更年月日 平成17年3月1日（上記（1）（2））
平成17年9月7日（上記（3）（4）（5））

7 処理経過

- (1) 届出日 平成17年1月6日
- (2) 公告縦覧期間 平成17年1月28日～平成17年5月28日
- (3) 説明会開催不要承認 平成17年2月9日

<届出概要>

- ① 店舗面積：2,420 m²
- ② 駐車場の収容台数：106台
- ③ 駐輪場の収容台数：30台
- ④ 荷さばき施設の面積：314 m²
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：31 m³
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時30分
 - ・ 閉店時刻：午後8時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～午後8時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：5か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前9時～午後8時

8 市町村・住民等の意見

- (1) 銚子市の意見 ① 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること。
② 騒音規制法に定める特定施設を設置する場合、特定建設作業を実施する場合は届出をすること。
③ 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- (2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成17年7月22日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、大規模小売店舗内における小売業者の閉店時刻を午後8時まで延長し、来客が駐車場を利用することができる時間帯を午後8時30分に変更するものであり、その変更は夜間（午後10時～午前6時）に及ぶものではなく、騒音の予測値も基準以下であり、店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。

駐車場の収容台数と廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更は、変更後も必要駐車場台数と必要な廃棄物保管施設の容量を満たしており、また駐車場の自動車の出入口数を5か所への変更も出入口の反対側は駐車場であり、店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。

- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、

- ① 分別収集等の実施による再生利用化の促進により、廃棄物の減量化に努めます。家電商品は家電リサイクル法に乗っ取り対応します。
② 特定施設を設置する場合、特定建設作業を実施する場合は届出をします。
③ 銚子市許可一般廃棄物処理業者や千葉県許可産業廃棄物処理業者に委託して廃棄物を適正に処理します。

としており、適切な対応がなされているものと認められること。

- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。